

滋賀県立大学図書情報センター施設利用細則

平成 7 年 10 月 3 日滋賀県立大学細則第 4 号

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、滋賀県立大学図書情報センター利用規程第 9 条に基づき、図書情報センター（以下「センター」という。）内の施設の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧席)

第 2 条 閲覧席は、利用者が自由に利用することができる。

(平 11・一部改正)

(グループ閲覧室等)

第 3 条 グループ閲覧室、共同研究室および学習室（以下「グループ閲覧室等」という。）は、学生および教職員のグループによる学習・研究のために利用するものとする。

2 グループ閲覧室等を利用しようとするグループの責任者は、所定の申込書に必要事項を記入し、図書情報センター長（以下「センター長」という。）の承認を受けなければならない。

(平 10・平 11・一部改正)

(個人閲覧席)

第 4 条 個人閲覧席は、3 回生以上の学部学生、大学院学生および教職員の研究のために利用するものとする。

2 個人閲覧席を利用しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し、センター長の承認を受けなければならない。

(平 11・追加)

(教員閲覧室)

第 5 条 教員閲覧室は、教職員の研究のために利用するものとする。

2 教員閲覧室を利用しようとする者は、事前にカウンターに届け出なければならない。

(平 10・一部改正、平 11・旧第 4 条繰下)

(情報処理演習室および情報処理室)

第 6 条 情報処理演習室および情報処理室（以下「情報処理演習室等」という。）は、講義、講習会等に利用するほか、学術研究、情報関連の演習、自習等のために利用するものとする。

2 情報処理演習室等の利用は、講義、講習会等に使用されていない場合に限り、原則として自由とする。

3 機器の操作は、利用者が行うものとし、情報の保存は指定されたディレクトリまたは利用者のフロッピーディスクを利用するものとする。

(平 11・旧第 5 条繰下)

(CAI 教室)

第 7 条 CAI 教室は、講義、講習会等に利用するほか、学生および教職員のグループによる学習・研究のために利用するものとする。

2 CAI 教室を利用しようとするグループの責任者は、所定の申込書に必要事項を記入し、センター長の承認を受けなければならない。

3 機器の操作は、利用者が行うものとし、情報の保存は指定されたディレクトリまたは利用者のフロッピーディスクを利用するものとする。

(平 10・追加、平 11・旧第 6 条線下・一部改正)

(LL 教室)

第 8 条 LL 教室は、講義、講習会等に使用するほか、学生および教職員のグループによる学習・研究のために利用するものとする。

2 LL 教室を利用しようとするグループの責任者は、所定の申込書に必要事項を記入し、センター長の承認を受けなければならない。

3 LL 機器の操作は、利用者が行うものとする。

(平 10・旧第 6 条線下・一部改正、平 11・旧第 7 条線下・一部改正)

(AV スタジオ)

第 9 条 AV スタジオは、教職員の研究のために利用するものとする。

2 AV スタジオを利用しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し、センター長の承認を受けなければならない。なお、利用者は操作講習会の既受講者であることを要する。

3 AV スタジオの機器の操作は、利用者が行うものとする。

(平 10・追加、平 11・旧第 8 条線下・一部改正)

(会議室)

第 10 条 会議室は、センターの運営・管理に支障のない範囲で、学内の利用に供するものとする。

2 会議室を利用しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し、センター長の承認を受けなければならない。

(平 10・旧第 7 条線下、平 11・旧第 9 条線下・一部改正)

(委 任)

第 11 条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、図書情報センター運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

(平 10・旧第 8 条線下、平 11・旧第 10 条線下)

付 則

この細則は、平成 7 年 10 月 3 日から施行する。

付 則

この細則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この細則は、平成 10 年 4 月 7 日から施行する。

付 則

この細則は、平成 11 年 4 月 6 日から施行する。